

【喫煙可能室(店)設置における義務事項のチェックリスト】

店舗内全てを喫煙場所としている場合を「喫煙可能店」、一部を喫煙室としている場合(禁煙室と分けている場合)を「喫煙可能室」としております。

なお、喫煙可能室(一部を喫煙とする場合)については、下記の他に条件がありますので「裏面」のチェックリストも併せて御確認ください。

「喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満立入禁止である旨」が記載された標識を店舗等の出入口の見やすい場所に掲示している。

※ 喫煙可能室の場合(禁煙室と分けている場合)は、店舗出入口と喫煙可能室出入口にそれぞれの内容を示した標識が必要です。

※ 各様式は厚生労働省ウェブサイトからダウンロードが可能です。



喫煙可能場所へは利用者および従業員においても、20歳未満立入禁止としている。

広告または宣伝の際は、喫煙可能室(店)であることを明示している。

下記の書類を保管している。

(1) 「客席面積が100㎡以下であること」に該当することが確認できる書類。

例) 図面、契約書など

(2) (法人の場合のみ)

「資本金または出資の総額が5000万円以下であること」が確認できる書類。

例) 登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレットなど

届出内容に変更があった場合等に必要な届出をしている。(必要な届出を把握している。)

(1) 届出事項に変更があった場合 ⇒ 「変更届」

※ 営業許可の更新に伴う変更(許可番号・許可日)のみの場合は不要です。

※ 届出の際は変更の事実を証明することができる書類の添付が必要です。

(2) 廃止した場合(屋内禁煙にした場合など) ⇒ 「廃止届」

※ 経過措置が認められる要件を満たさなくなった場合は、対象になりません。経営者の変更や店舗の移転、大規模改装などを行った場合も既存の飲食店に該当しなくなるため同様です。

なお、事業の継続性や経営主体の同一性、店舗の同一性を踏まえ総合的に判断して、継続が認められる場合もありますので御相談ください。

店舗内を喫煙室と禁煙室に分けている場合は、「裏面」のリストも併せて御確認ください。

店舗内を喫煙室と禁煙室に分けている場合は、下記の条件を満たす必要があります。

【喫煙可能室設置の技術的基準適合チェックリスト】

喫煙可能室とは、店内の一部を喫煙室とし、禁煙室と分けて設置する場合を指します。「表面」の内容と併せて、下記の内容を満たす必要がありますので御確認ください。

● 喫煙室の構造及び設備 (喫煙室の構造及び設備の技術的基準)

- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されている。
※ 喫煙室の出入口を除いた場所において、床面から天井までたばこの煙を通さない材質・構造のもので仕切られていることが必要です。
- たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されている。
※ 管理権限者の責めに帰することができない事由がある場合、経過措置として脱煙機能付き喫煙ブースを設置することが認められています。
- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上である。

● 出入口の気流の測定方法等について

- ※ 「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」及び測定方法の動画が厚生労働省ウェブサイトで公開されています。
- ※ 標準的な測定方法の例ですが同等の方法で確認する必要があります。
- 風速計は JIS T 8202 に準拠した一般用風速計を用いている。
- 測定は、出入口を完全に開放した状態の開口面中央において、上部・中央部・下部の3点を測定し、すべての測定点で0.2m毎秒以上あることを確認している。
- 概ね3か月に1回以上定期的に測定している。
※ 良好な状態が1年以上継続していることが確認されており、自然現象も含むたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象がない場合は、1年に1回以上の測定としても差し支えないとされています。
- 測定結果を記録している。
※ 「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例：別添参考の記録用紙」を参考として記録することとされています。
※ 記録は3年間保存することが望ましいとされています。